

令和5年4月28日

各部局等の長 殿

本部事務機構各部(室・センター)の長 殿

理事・副学長(教育・学生支援担当)

理事(人事労務・環境安全・施設担当)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置づけ変更等に伴う

5月8日以降の本学の対応について(通知)

標記のことについて、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置づけの変更等に伴う本学の対応について(令和5年3月14日付)」にて通知しているところです。

5月8日以降の体調不良者等の対応について、下記のとおりお知らせしますので、改めて貴部局等の構成員に周知くださるようお願いいたします。

また、人の移動が活発化するゴールデンウィークを迎えるにあたり、基本的な感染対策や場面に合わせた感染対策を心がけるよう、併せて周知くださるようお願いいたします。

記

## 1. 5月8日以降の体調不良者等の対応について

### (1) 新型コロナウイルス感染症 陽性となった場合(自己検査等で陽性となった場合を含む)

外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが、以下の対応を推奨する。

#### 【外出を控えることを推奨する期間】

- 特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目<sup>(※1)</sup>として5日間は外出を控える<sup>(※2)</sup>、かつ
- 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子をみる。症状が重い場合は、医師に相談する。

(※1)無症状の場合は検体採取日を0日目とする。

(※2)この期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。

#### 【周りの方への配慮】

- 発症日から10日間が経過するまでは、感染性を有するウイルス放出の可能性のあることから、不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつきさないよう配慮する。
- 発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

○ 教職員の出勤について

- ・ 上記「外出を控えることを推奨する期間」は、出勤を控えることを推奨する。

○ 学生の出席について

- ・ 学校保健安全法の規定により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」、出席停止とする。
- ・ 医療機関を受診せず自己検査等で陽性となった場合も陽性と判断する。そのため、出席停止の取扱いに必ずしも医療機関からの診断書を必要としない。
- ・ 出席停止期間中の授業等(定期試験を含む)の取扱いについては、可能な限りの配慮を行うので、担当教員、教務担当窓口にご相談すること。

(2) 上記(1-(1)陽性となった場合)以外の場合

- ・ 体調不良となった場合、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが、症状がある場合は登校または出勤を控えることを推奨する。
- ・ 復帰の目安は、症状が軽快(熱が下がり、痰や喉の痛みなどが軽快)するまでとする。

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策(体調不良者対応等)フロー図」及び「新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応 Q&A」等について

- ・ 以下について、令和5年5月7日限りで廃止とする。  
新型コロナウイルス感染症対策(体調不良者対応等)フロー図(令和5年4月1日改訂版)  
新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応 Q&A(令和4年9月26日改訂版)  
Q&A(マスク・陽性者報告・濃厚接触者)令和5年3月14日追加
- ・ 令和5年5月8日以降については、(別紙1)「新型コロナウイルス感染症対策 体調不良者等対応フロー図(令和5年5月8日版)」及び(別紙2)「新型コロナウイルス感染症対策 対応 Q&A(令和5年5月8日版)」を参考に対応する。

2. 同居者が陽性となった場合の対応について

5月8日以降濃厚接触者の特定は行わないため、構成員の同居者が陽性となった場合でも構成員が外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが、以下の対応を推奨する。

- 家族、同居されている方が陽性となった場合は、可能であれば部屋を分け、陽性となった方の世話はできるだけ限られた方が行うなどに注意する。
- その上で、外出する場合は、陽性となった方の発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意する。
- 7日目までは発症する可能性があるため、この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控えるなど配慮する。症状が見られた場合は、陽性となった場合の対応を参考にする。

### 3. 感染予防対策について

- ・ 基本的な感染対策として、引き続き、「換気」、「人と人との距離の確保」、「3密の回避」、「手洗い、手指消毒等」の励行を推奨する。
- ・ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、感染予防対策や体調管理をより厳重にする。
- ・ 周知用のチラシ(別紙3)を適宜ご活用ください。

### 4. その他

- ・ マスク着用等に関し、個人の主体的な判断が尊重されるよう、各部局において配慮願います。
- ・ 本通知の内容について、変更が生じた場合は、別途通知等でお知らせします。
- ・ 教職員の就業等の取扱いについては、別途通知します。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置づけの変更等に伴う本学の対応について(令和5年3月14日付け通知)

URL; <https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/notice/notice20230314.html>

- ・ 厚生労働省:感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A

URL; [https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html#h2\\_free2](https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html#h2_free2)

<問い合わせ先>

**【教職員に関すること】**

人事企画部人事労務課安全衛生管理係

E-mail : anzen@grp.tohoku.ac.jp

**【学生に関すること】**

教育・学生支援部キャリア支援事務室健康・相談係

E-mail : hoken-jm@grp.tohoku.ac.jp